

岐阜労働局発表
平成25年5月30日(木)

担
当
岐阜労働局雇用均等室
雇用均等室長 本間 玲子
地方機会均等指導官 祝迫 智子
電話 058-245-1550
FAX 058-245-7055



「くるみん認定通知書交付式(6月11日)」開催 ～くるみんマークを5社に交付!～

岐阜労働局(局長 佐々木秀一)では、下記企業を次世代育成支援対策推進法に基づき、男女ともに仕事と家庭が両立でき、また、安心して出産できる職場環境の整備などに積極的に取り組んでいる「子育てサポート企業(基準適合一般事業主)」として認定しました。

当局では、より多くの企業が「子育てサポート企業」を目指すことを進めるため、認定を受けた下記企業に対し、くるみん認定通知書交付式を実施し、その取組を紹介します。

これにより、県内認定企業は31社(別紙2)、認定件数は44件となります。

【くるみん認定企業名】

岐阜信用金庫(3回目)
社会医療法人蘇西厚生会[松波総合病院](3回目)
西濃信用金庫(初)
高山信用金庫(初)
たんぽぽ薬局株式会社(4回目)

※ 認定企業の主な取組例は別紙1のとおりです。

【くるみん認定通知書交付式】

- 1 日時 **平成25年6月11日(火) 14時～15時**
- 2 会場 岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室(岐阜市金竜町5-13)
- 3 内容 ○ 認定通知書交付
○ 記念撮影
○ 交流会(各認定企業と認定の取組のきっかけ、効果等について懇談) など

※ 撮影、傍聴可(取材いただける場合は、前日までに雇用均等室あて御連絡をお願いいたします。)

【添付資料】別紙1 認定企業の主な取組例

別紙2 岐阜県内の基準適合一般事業主「認定」企業一覧

別紙3 都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

別紙4 子育てサポート企業に対する税制優遇制度が創設されました。

認定企業の主な取組例

岐阜信用金庫(岐阜市) 金融業

行動計画期間 平成22年4月1日～平成25年3月31日

- ・ 小学3年生終了まで取得できる子の看護休暇を実施
- ・ 業務の繁閑を勘案し、最終退社時間を設定。水曜日に「早帰り日」を実施

社会医療法人蘇西厚生会[松波総合病院](羽島郡笠松町) 医療・福祉

行動計画期間 平成23年4月1日～平成25年3月31日

- ・ 病児保育を含め24時間365日預かれる事業所内託児施設を設置
- ・ 年次有給休暇の取得状況を検証し、数値目標を設定して、取得を促進

西濃信用金庫(揖斐郡大野町) 金融業

行動計画期間 平成23年4月1日～平成25年3月31日

- ・ 職員の子どもの対象とした「子ども参観日」を実施
- ・ 「早帰りデー(毎週水曜)」の各支店の曜日変更を認める等、確実な利用を促進

高山信用金庫(高山市) 金融業

行動計画期間 平成23年4月1日～平成25年3月31日

- ・ 妊娠から育児休業復職までの「働く女性のマタニティスケジュール」を作成し、配付
- ・ 大学のインターンシップや中学生の職場体験を受け入れ

たんぽぽ薬局株式会社(岐阜市) 卸売・小売業

行動計画期間 平成23年4月1日～平成25年3月31日

- ・ 子が小学校1年生までの15分単位、最大2時間半利用できる育児短時間勤務の実施
- ・ 夏季休暇、配偶者出産休暇の取得促進

認定企業とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画策定届を都道府県労働局に届け出て(101人以上企業に義務付け)、以下の基準をすべて満たした企業です。

認定を受けると「くるみんマーク」を会社のPRやイメージアップに活用できる他、税制優遇制度を利用できる場合もあります。

- 1 行動計画策定指針に照らし、適切な一般事業主行動計画を策定している。
- 2 計画期間が2年～5年である。
- 3 すべての目標を達成している。
- 4 計画の公表及び労働者への周知を実施している。
- 5 計画期間内に男性の育児休業取得者いる(300人以下企業の特例あり)。
- 6 計画期間内に女性育児休業取得率70%以上である(300人以下企業の特例あり)。
- 7 3歳から小学校入学前までの子を対象とした勤務時間短縮等の措置を講じている。
- 8 所定外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進などの措置を実施している。
- 9 関係法令に違反する重大な事実がない。



岐阜県内の基準適合一般事業主「認定」企業一覧

認定年	企業名	所在地	認定回数
2013年	岐阜信用金庫	岐阜市	3回目
	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	3回目
	西濃信用金庫	揖斐郡大野町	
	高山信用金庫	高山市	
	たんぽぽ薬局(株)	岐阜市	4回目
	クラレプラスチック(株)	不破郡垂井町	
2012年	(株)大垣共立銀行	大垣市	3回目
	(有)星和土木	岐阜市	
	イビデン(株)	大垣市	
	サトウパック(株)	美濃市	
	(公財)大垣市文化事業団	大垣市	
	(社福)大垣市社会福祉事業団	大垣市	
	社会福祉法人和光会	岐阜市	2回目
(株)ザイタック	土岐市		
2011年	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	2回目
	たんぽぽ薬局(株)	岐阜市	3回目
	社会福祉法人飛騨古川	飛騨市	
	(株)トーカイ	岐阜市	3回目
	(株)市川工務店	岐阜市	
	太平洋工業(株)	大垣市	2回目
2010年	岐阜信用金庫	岐阜市	2回目
	ヤングビーナス薬品工業(株)	加茂郡坂祝町	
	社会福祉法人和光会	岐阜市	
2009年	イビデンエンジニアリング(株)	大垣市	
	東濃信用金庫	多治見市	
	(株)大垣共立銀行	大垣市	2回目
	(株)岐阜銀行	岐阜市	
	たんぽぽ薬局(株)	岐阜市	2回目
	(株)トーカイ	岐阜市	2回目
	(株)岐阜高島屋	岐阜市	
	(株)サムソン	岐阜市	
	美濃工業(株)	中津川市	
	(株)アクトス	多治見市	
	(医)和光会	岐阜市	

認定年	企業名	所在地	認定回数
2008年	太平洋工業(株)	大垣市	
	生活協同組合コープぎふ	各務原市	
	(株)東洋	飛騨市	
2007年	(株)大垣共立銀行	大垣市	
	岐阜信用金庫	岐阜市	
	(株)十六銀行	岐阜市	
	(株)トーカイ	岐阜市	
	たんぽぽ薬局(株)	岐阜市	
	(株)バロー	多治見市(本部)	
	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	

(注) 認定は、各行動計画期間終了後に達成状況等を審査して行われますので、1回目の行動計画期間終了後認定を受けた企業が、次の行動計画期間終了後に再度認定を受けることができます。

(H25. 5. 22)

都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成25年4月末現在)

	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	101人以上企業の届出率	①内、常時雇用労働者301人以上の企業数	届出率	②内、常時雇用労働者300人以下の企業数	(ア)内、常時雇用労働者101人以上の企業数	届出率	(イ)内、常時雇用労働者100人以下の企業数	認定企業数
				$((C+D)/(A+B) \times 100)\%$	(C)	$((C)/(A) \times 100)\%$	(D)	$((D)/(B) \times 100)\%$			
	(A)	(B)									
1 東京都	4,333	6,366	11,705	85.7%	3,774	87.1%	7,931	5,398	84.8%	2,533	599
2 大阪府	1,368	2,246	4,135	93.0%	1,277	93.3%	2,858	2,084	92.8%	774	100
3 愛知県	939	2,018	4,011	96.9%	914	97.3%	3,097	1,951	96.7%	1,146	62
4 神奈川県	776	1,514	2,830	87.9%	705	90.9%	2,125	1,309	86.5%	816	50
5 兵庫県	483	1,285	2,202	96.6%	467	96.7%	1,735	1,241	96.6%	494	45
6 長野県	209	559	1,126	83.5%	175	83.7%	951	466	83.4%	485	38
7 京都府	284	643	1,088	82.6%	236	83.1%	852	530	82.4%	322	32
8 埼玉県	424	1,127	2,074	95.5%	405	95.5%	1,669	1,076	95.5%	593	31
9 岐阜県	171	561	1,083	100.0%	171	100.0%	912	561	100.0%	351	29
10 千葉県	377	856	1,462	95.1%	354	93.9%	1,108	818	95.6%	290	27
11 静岡県	377	915	1,854	99.8%	376	99.7%	1,478	914	99.9%	564	26
12 広島県	344	833	2,142	93.1%	325	94.5%	1,817	771	92.6%	1,046	22
13 愛媛県	135	408	1,020	97.6%	132	97.8%	888	398	97.5%	490	22
14 福岡県	494	1,167	2,269	91.5%	452	91.5%	1,817	1,068	91.5%	749	22
15 岡山県	197	499	1,099	94.5%	185	93.9%	914	473	94.8%	441	21
16 徳島県	46	178	486	100.0%	46	100.0%	440	178	100.0%	262	21
17 三重県	153	403	751	86.7%	136	88.9%	615	346	85.9%	269	19
18 滋賀県	100	311	1,066	95.6%	96	96.0%	970	297	95.5%	673	19
19 富山県	110	404	1,506	95.5%	107	97.3%	1,399	384	95.0%	1,015	18
20 群馬県	153	460	960	94.9%	146	95.4%	814	436	94.8%	378	17
21 香川県	98	346	641	96.4%	93	94.9%	548	335	96.8%	213	17
22 鹿児島県	158	444	1,037	94.9%	153	96.8%	884	418	94.1%	466	17
23 宮城県	202	530	914	99.0%	199	98.5%	715	526	99.2%	189	16
24 石川県	125	403	1,435	96.4%	121	96.8%	1,314	388	96.3%	926	16
25 栃木県	142	432	1,065	100.0%	142	100.0%	923	432	100.0%	491	14
26 岩手県	109	327	675	99.5%	109	100.0%	566	325	99.4%	241	13
27 山梨県	61	197	533	99.2%	59	96.7%	474	197	100.0%	277	13
28 北海道	466	1,221	2,231	84.5%	389	83.5%	1,842	1,036	84.8%	806	12
29 茨城県	221	553	973	98.1%	215	97.3%	758	544	98.4%	214	12
30 新潟県	235	629	1,263	99.3%	233	99.1%	1,030	625	99.4%	405	12
31 福井県	68	255	769	96.9%	67	98.5%	702	246	96.5%	456	12
32 奈良県	67	212	364	98.9%	65	97.0%	299	211	99.5%	88	10
33 熊本県	134	424	832	98.4%	132	98.5%	700	417	98.3%	283	10
34 大分県	85	312	815	99.2%	83	97.6%	732	311	99.7%	421	10
35 青森県	110	322	596	99.5%	110	100.0%	486	320	99.4%	166	9
36 福島県	150	404	756	97.8%	146	97.3%	610	396	98.0%	214	9
37 沖縄県	95	265	579	90.0%	89	93.7%	490	235	88.7%	255	9
38 山形県	105	340	638	96.2%	100	95.2%	538	328	96.5%	210	8
39 鳥取県	42	172	390	94.9%	39	92.9%	351	164	95.3%	187	8
40 山口県	115	394	1,031	97.6%	114	99.1%	917	383	97.2%	534	8
41 秋田県	81	245	573	99.1%	80	98.8%	493	243	99.2%	250	7
42 和歌山県	51	262	411	97.4%	51	100.0%	360	254	96.9%	106	7
43 島根県	52	202	515	96.5%	49	94.2%	466	196	97.0%	270	7
44 佐賀県	65	247	510	100.0%	65	100.0%	445	247	100.0%	198	6
45 宮崎県	79	288	637	97.5%	78	98.7%	559	280	97.2%	279	4
46 高知県	56	213	482	97.0%	54	96.4%	428	207	97.2%	221	3
47 長崎県	104	366	683	97.2%	100	96.2%	583	357	97.5%	226	1
合計	14,749	32,758	66,217	92.5%	13,614	92.3%	52,603	30,320	92.6%	22,283	1,490

事業主の皆さまへ

子育てサポート企業に対する 税制優遇制度が創設されました

取得・新築・増改築した建物等について **割増償却** ができます



- **次世代育成支援対策推進法の認定**を受け、「くるみん」を取得した事業主に対する**税制優遇制度（建物等の割増償却制度）**が創設されました。
- **「子育てサポート企業」**として、次世代育成支援への取り組みを推進している「くるみん」取得企業の皆さま、この税制優遇制度を積極的にご活用ください。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省・都道府県労働局

1 税制優遇制度の概要

- 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の**32%の割増償却**ができます。

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- 青色申告書を提出する事業主であること
- 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受けること

※個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日まで各年に次世代法の認定を受けた場合に対象となります。

※過去に認定を受けたことのある事業主でも、当該期間内に新たに認定を受けた場合には対象となります。

※当該期間内に複数回認定を受けた場合には、最初の認定についてのみ対象となります。

次世代法(次世代育成支援対策推進法)とは?

- 少子化が急速に進行し、わが国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。少子化の背景の一つには、仕事と子育ての両立が困難な職場環境があると指摘されています。
- そこで、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって行う取り組み（以下「次世代育成支援対策」）を進めるため、それぞれが果たすべき役割などを定めた**次世代育成支援対策推進法**が平成15年7月に成立し、平成17年4月に施行されました。
- この法律では、少子化の流れを変えるため、国や地方公共団体による取り組みとともに、企業においても**一般事業主行動計画**（以下「行動計画」）を策定、実施していただくことを定めています。（平成23年4月1日から従業員101人以上の企業に、策定・届出、公表・周知が義務づけられています）。
- **行動計画**とは、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めて多様な働き方を選択できる労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための対策とその実施期間、を定めるものです。

行動計画の策定について → <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

- この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした企業は、申請を行うことによって「**子育てサポート企業**」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、**次世代認定マーク（愛称：くるみん）**を広告、商品などに表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできます。

3 適用対象の建物等

以下の①②のどちらにも当てはまる建物及びその附属設備（以下「建物等」）が割増償却の対象となります。

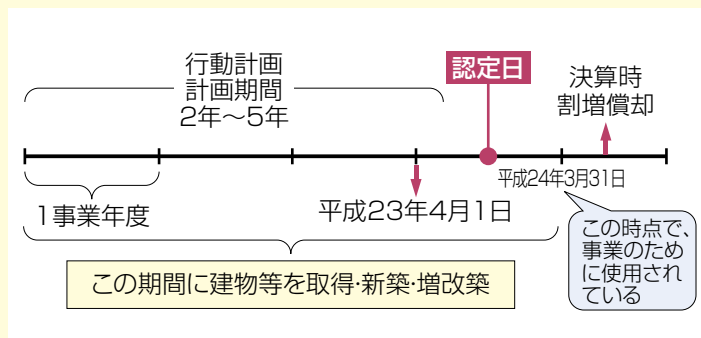
- ①次世代法の認定を受けた日を含む事業年度終了の日において、事業主が所有し、事業のために使用している建物等
- ②認定を受ける対象となった行動計画の（ア）計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得した建物等で、その建設の後、事業のために使用されていないもの、または（イ）その期間内に新築・増改築をした建物等

※所有権が移転しないリース取引に取得したものを除きます。

※増改築の場合は、増改築のための工事を行ったことによって所有することとなった建物等の部分に限ります。

※「建物およびその附属施設」の例

- 事務所用建物、店舗用建物、病院用建物、工場用建物、倉庫用建物、事業所内保育施設
- 電気設備、アーケード・日よけ設備、給排水・衛生設備、ガス設備



4 事務手続

- **次世代法の認定申請**は、**都道府県労働局雇用均等室**で受け付けています。認定を受けた事業主には「**基準適合一般事業主認定通知書**」を交付します。
- **割増償却**は、上記通知書の写し等を添えて、**税務署**に申告してください。

※割増償却について詳しくは、**税務署**までお問い合わせください。

「くるみん」を取得するには？



- **次世代法の認定**を受け「くるみん」を取得するためには、適切な行動計画を策定し、その計画期間が終了し、一定の基準を満たしていることが必要です。
認定基準について → <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf>
- 認定を受けようとする場合は、あらかじめ認定基準を踏まえて行動計画を策定してください。策定した、または策定しようとしている行動計画が目標を達成した場合に認定基準を満たすかどうかについては、都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。
- **行動計画が認定基準を満たさない場合は**、計画期間の途中でその期間や内容を変更することが可能です。計画の変更により、認定の対象となる場合もあります。
行動計画の期間や内容を変更するときは、都道府県労働局雇用均等室に変更届を提出してください。

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー 16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎（1号館）3階

行動計画の策定・認定基準・認定企業一覧については厚生労働省ホームページをご覧ください

- 行動計画の策定について : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>
- 認定基準について : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf>
- 認定企業について : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/index.html>